

EU 域内電力・ガス市場の創設に関する進捗動向

ブリュッセルセンター、海外調査部欧州ロシア CIS 課

欧州委員会運輸・エネルギー総局は、「2009 年 EU 域内電力・ガス市場の創設に関する進捗報告書」を 2010 年 3 月 11 日に発表した。レポートでは、関連指令、規則の各国での実施状況のほか、金融・経済危機の電力・ガス価格への影響やロシアとウクライナのガス紛争、2009 年 7 月に採択された第三次域内エネルギー市場法令パッケージが EU エネルギー市場に及ぼした影響と将来に与える影響をまとめている。

目次

1. 第二次域内エネルギー市場法令パッケージの実施状況	2
2. 市場統合	3
(1) 2009 年の電力・ガス市場の動向	3
(2) 電力・ガス卸売市場	3
(3) インフラ投資	4
3. 市場集中	5
4. 価格動向	6
5. エネルギー網運用者の独立性	7
6. 規制当局による効果的な規制	9
7. 利用者の視点	10
(1) 電力供給会社の変更	10
(2) 価格規制	11
(3) スマートグリッド	11
8. エネルギー供給の保障	12
9. 結論	12

欧州委員会運輸・エネルギー総局は、「2009年 EU 域内電力・ガス市場の創設に関する進捗報告書」¹を 2010年 3月 11日に発表した。通称「ベンチマーキング・レポート (Benchmarking reports)」と呼ばれるもので、域内電力・ガス市場に関する現行の第二次 EU 域内エネルギー市場法令パッケージ (表 1 参照) で、欧州委員会が毎年、作成・発表することを義務付けられている。2009年の報告書では、関連指令、規則の各国での適用状況のほか、金融・経済危機の電力・ガス価格への影響やロシアとウクライナのガス紛争、2009年 7月に採択された第三次域内エネルギー市場法令パッケージなど、2009年中の出来事や動向が EU エネルギー市場に及ぼした影響と、将来与える影響をまとめた。

1. 第二次域内エネルギー市場法令パッケージの実施状況

1992年末の域内市場統合以来、EU は電力・ガス市場において多様な企業が競争可能な EU 域内市場 (単一市場) を創設するための自由化を目指してきた。2009年 7月 13日には「第三次域内エネルギー市場法令パッケージ」が採択された。これは現行の第二次域内エネルギー市場法令パッケージの指令および規則を改正するもので、加盟国は指令を 2011年 3月 3日までに国内法として整備することが求められ、規則の主要条項も同日発効する予定である。それまでは、現行の第二次域内エネルギー市場法令パッケージの指令と規則に基づき、加盟国はその順守が求められている。

表 1：第三次域内エネルギー市場法令パッケージの 5 つの法令

規則・指令の内容		第二次 (現行) 法令パッケージ※	第三次 法令パッケージ
電力	域内電力市場の共通ルールに関する指令	指令 2003/54/EC	指令 2009/72/EC
	国境を越える電力取引での送電網へのアクセス条件に関する規則	規則 No 1228/03	規則 No 714/2009
ガス	域内ガス市場の共通ルールに関する指令	指令 2003/55/EC	指令 2009/73/EC
	天然ガス配送網へのアクセス条件に関する規則	規則 No 1775/05	規則 No 715/2009
加盟国のエネルギー規制当局間協力のための機関 (庁) (ACER) の設置規則		なし	EU 規制局設置規則 No 713/2009

※ 第三次法令パッケージの新法令発効に伴い、これらの現行法 (規則と指令) は廃止される。

出所： 欧州委員会資料よりジェットロ作成

現行指令の順守は域内エネルギー市場の完成に不可欠であるが、電力については EU 加盟国 27 カ国中 25 カ国、ガスについては 21 カ国がいまだに指令を順守していないため、欧

¹ “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL AND THE EUROPEAN PARLIAMENT, Report on progress in creating the internal gas and electricity market {COM(2010)84 final}”, EUROPEAN COMMISSION (Brussels, 11. 3. 2010)
http://ec.europa.eu/energy/gas_electricity/benchmarking_reports_en.htm

州委員会はこれらの加盟国に対する違反手続きを 2009 年 6 月に開始した²。違反の内容は加盟国によって様々であるが、エネルギー（送電・送ガス）系統運用者（TSOs: Transmission System Operators）が電力・ガス供給企業に十分な情報を提供していない点（エネルギー網へのアクセスの妨害）や、エネルギー網の最適利用のための配電（配ガス）容量割当システムが適切でない点、加盟国間をまたがるエネルギー網の相互接続に関する TSO および加盟国当局間の調整や協力の不足、企業が EU 規則に違反した場合の各国の規制当局による効果的な実施措置の欠如、消費者のための紛争解決のための手続きの欠如などである。TSO は需要に見合った送電・送ガス網の長期的な容量確保や信頼性の高い運用を通して供給確保に貢献する責任を有する。また、エネルギー網を利用する企業にエネルギー網へのアクセスに必要な十分な情報を提供して、他企業と無差別的に扱う義務がある。各加盟国は電力、ガスそれぞれに最低 1 社の TSO を指定しなければならない。

2009 年 10 月に欧州委員会はガスの配送（トランジット）および貯蔵に関する問題で 2 カ国に対する違反手続き³を進め、欧州司法裁判所（European Court of Justice）に提訴した。その結果、スウェーデンとベルギーの両国は、送ガス網の料金制度について EU 指令を正しく実施していないとして違法と判断された。また、ベルギーについては、別件としてガス分野で TSO を指定していない点についても、違法との裁定が下された。

2. 市場統合

(1) 2009 年の電力・ガス市場の動向

経済危機による最大の影響は電力・ガスの消費量の減少であった。EU 加盟 27 カ国の電力消費量は前年比で見ると比較的安定していたが、月別で見ると 4 月と 5 月に前年同月比でそれぞれ 12%と 7%減少した。その後、電力消費量は回復傾向にあるが、以前の水準には戻っていない。ガスの消費量の減少についてはよりはっきりした影響がみられ、1~3 月にかけて前年同期比で約 4 分の 1 の減少を記録した。1 月に発生したウクライナとロシアのガス紛争で EU 加盟国への供給が一時停止されたことが減少の一要因だが、ガス紛争が終息した後の 3 月にも消費量が前年同月比で 16%減少した。

(2) 電力・ガス卸売市場

2009 年前半に電力・ガス消費量の低下が大きかったのに比べ、卸売市場における取引量

²詳細：欧州委員会 2009 年 6 月 25 日付けプレスリリース（IP/09/1035）

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/1035&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

³詳細：欧州委員会 2009 年 10 月 8 日付けプレスリリース（IP/09/1490）

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/1490&language=en>

には大きな変動はなかった。EU内のガス・ハブやガス取引所での取引活動では市場流動性が高まったが、電力市場に比べると取引はそれほど活発ではなかった。電力のデリバティブ市場では、金融危機によって、カウンターパーティ・リスク（取引先の契約不履行リスク）を低下させるため担保取引に向かう傾向が加速したとみられる。

2009年に欧州の電力取引所では統合の動きが進んだ。ドイツのEEX (European Energy Exchange) とフランスのパワーネクスト (Powernext) が合併し EPEX (European Power Exchange) Spot SE⁴を設立した。EPEXはフランス、ドイツ、スイスの電力スポット取引をカバーする。さらに、ノルウェーとスウェーデンが構成するノードプールのスポットとスペインのOMELと組み、汎欧州価格連動計画を立ち上げた。ガスについても、オーストリアとデンマークで取引市場が創設され、イタリアでも2010年の早い段階で取引市場の創設が予定されている。電気とガスの卸売市場整備に向けた法的枠組みに対する関心の度合いは上がっている。現時点で存在する金融やエネルギーに関する法制度は効果的な監視機能や十分な透明性を有していない。このため、2010年中に欧州委員会はこの分野の立法手続きを進める予定だ。

(3) インフラ投資

2008年11月に欧州委員会が発表した「第二次戦略的エネルギーレビュー：EUのエネルギー安全保障と連帯に関する行動計画」⁵では、エネルギー供給源の多様化やガス・原油の貯蔵と危機対応メカニズムの強化、エネルギー効率向上のため新たな促進策の導入などと並んで、エネルギーインフラへの投資強化が今後の優先項目に挙げられた。電力・ガス網ではEU内のクロスボーダー取引で弱点となっている、配送設備の容量不足、インフラの連係不足について強化の必要性が指摘された。

経済危機を受けた「回復のための欧州エネルギープログラム (EEPR : European Energy Programme for Recovery)」では、プログラム総費用39億8,000万ユーロのうち23億6,500万ユーロを電力・ガスインフラに投じることを決定した。その後、2010年3月4日に各プロジェクトの正式な投資額について、EUが拠出する最大額となる総額22億8,310万ユーロ（表2）とした。具体的なプロジェクトには民間部門からも同額以上の投資が求められ、総投資額は最低で45億6,620万ユーロとなる。

⁴SEはSocietas Europaeaの略で欧州会社の意。

⁵“Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions - Second Strategic Energy Review: An EU Energy Security and Solidarity Action Plan {COM(2008) 781 final}”
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52008DC0781:EN:HTML:NOT>

表 2：EEPR による電力・ガスインフラへの投資額

分野		プロジェクト数	EU 最大拠出額 (€)
ガス	パイプライン/インターコネクター	17	1,301,300,788
	リバースフロー [*] を可能にするインフラ・機器	14	79,518,619
	計	31	1,380,819,407
電力	インターコネクター	12	902,989,800
計		43	2,283,809,207

^{*} 一時的な供給停止に陥った場合にガスを逆方向に送ることができるようにするもので、EU 加盟国が影響を受けたウクライナとロシアのガス紛争が背景にある。

出所： 欧州委員会 2010 年 3 月 10 日付けプレスリリース (IP/10/213) よりまとめ
<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/10/231&format=HTML&aged=0&language=EN&uiLanguage=en>

特に大規模な投資としては、フランス～スペイン電力インターコネクター (EU 拠出額 2 億 2,500 万ユーロ)、カスピ海・中東地域からロシアを迂回してトルコ経由でブルガリア～ルーマニア～ハンガリー～オーストリア～ドイツを結ぶナブッコ・ガスパイプライン (同 2 億ユーロ)、フランス～ベルギー・ガス・インターコネクター (同 2 億ユーロ) などが挙げられる。

3. 市場集中

電力・ガス卸売市場と電力小売市場の市場集中について、以下のような動向が示された。ガス小売市場に関する記述がない点については、11 カ国でデータがないため全体像を掴みにくいとしている。

- 電力卸売市場・・・発電容量について、市場集中度を示すハーフィンダール・ハーシュマン指数 (HHI : Herfindahl-Hirschman Index) が 2008 年に前年から低下した国が 10 カ国以上⁶あり、市場集中がやや緩和する傾向が見られた。特にベルギー、スロベニア、スロバキアの 3 カ国で顕著であった (ただしベルギーとスロバキアでは依然、市場の集中度は高い)。
- ガス卸売市場・・・2008 年も全体的に市場集中度は依然高く、ガス取扱い容量で上位 3 企業が市場全体の 9 割以上を占める国が 10 カ国 (ベルギー、エストニア、フィンランド、ギリシャ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ポーランド、スロバキア、スロベニア) あった。上位 3 企業のシェアが前年から低下した国が 5 カ国 (ベルギー、フランス、ハンガリー、イタリア、スペイン) にとどまる一方、増加した国は 4 カ国 (ブルガリア、ルーマニア、ドイツ、オーストリア) あった。ブルガリアでは前年比約 56 ポイント増の 89%に上昇した。

⁶HHI 指数が低いほど大きなシェアを持つ企業が当該市場に存在せず市場競争が激しいことを示す。HHI 指数が低下した国はベルギー、スロベニア、スロバキアの 3 カ国以外にもイタリア、ハンガリー、ルクセンブルク、スペイン、英国のうちグレートブリテン、リトアニア、オランダがある。「10 カ国以上」としているのは、その他に 2007 年ないし 2008 年、あるいはその両方の HHI が不明な国が 9 カ国あるため。

- 電力小売市場・・・上位 3 企業のシェアが 8 割以上を占める国が 14 カ国⁷存在する。2007 年に比べて上位 3 企業のシェアが大きく低下したのはハンガリーとスロベニアで、反対にスロバキアでは前年比 25 ポイント増の 60%に上昇した。

4. 価格動向

2008 年後半から 2009 年にかけて世界を襲った金融・経済危機は、原油の国際市場価格に大きな影響を与えた。2008 年 7 月に 1 バレルあたり 92 ユーロ（ブレンド価格）の最高値を記録した後、同年末には 27 ユーロにまで下落した。その後、市場環境の改善と OPEC による供給制限を背景に、需要そのものに大きな変化はないが価格は反転し再び上昇傾向を示している。長期契約時の価格を相関させる関係で、ガス卸売価格は原油価格の変動に大きな影響を受ける。電力価格も同様である。

産業向けガス価格

2008 年後半に比べて 2009 年前半にほぼすべての加盟国でガス価格が 7.17%（消費量 1,000～1 万 GJ）から 12.41%（同 10 万～100 万 GJ）の減少となった（表 3 参照）。特にリトアニア、スウェーデン、ポーランドでは前期比 20%以上低下した。

家庭向けガス価格

ほとんどの EU 加盟国では 8%前後の価格低下が見られた。ブルガリアとリトアニアでは 11%以上価格が上昇した。これらの国は価格規制があるため価格調整が行われた可能性がある。

電力価格

2009 年前半は 2008 年後半から比較的安定的に推移した。産業向けではフランス、リトアニア、ラトビア、ポルトガル、スロベニア、スロバキア、家庭向けではルクセンブルク、スロベニア、ポルトガルで上昇が大きかった。一方、産業向けは 5 カ国（キプロス、デンマーク、アイルランド、ルーマニア、スウェーデン）、家庭向けでは 5 カ国（ベルギー、キプロス、ポーランド、ルーマニア、スウェーデン）で価格が大きく低下した。

⁷ブルガリア、キプロス、チェコ、エストニア、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、北アイルランド（英国）、ポルトガル、スペイン。

表 3：2008 年後半から 2009 年前半の電力・ガス価格の変化率（需要家規模別）

(単位：%)

加盟国	家庭向け					産業向け					
	電力		ガス			電力		ガス			
	DC	DD	D1	D2	D3	IC	ID	I1	I2	I3	I4
需要家規模 (年間消費量)	2,500 ~ 5,000 kWh	5,000 ~ 15,000 kWh	~20 GJ	20~ 200 GJ	200 GJ~	500 ~ 2,000 MWh	2,000 ~ 20,000 MWh	~1,000 GJ	1,000 ~ 10,000 GJ	10,000 ~ 100,000 GJ	100,000 ~ 1,000,000 GJ
オーストリア	8.83	5.60	3.49	4.62	5.87	NA	NA	NA	NA	NA	NA
ベルギー	-9.32	-10.49	-13.51	-17.29	-18.11	NA	NA	-21.40	-14.14	-16.70	-11.95
ブルガリア	0.00	0.00	14.19	20.96	15.88	-0.78	0.00	20.23	18.43	17.69	18.28
チェコ	2.04	3.16	-4.93	-6.39	-8.47	-4.60	-0.11	-6.82	-9.22	-15.31	-17.65
キプロス	-23.83	-23.77	NA	NA	NA	-34.79	-37.37	NA	NA	NA	NA
デンマーク	-6.35	-7.61	-5.57	-5.57	-5.57	-16.61	-22.13	-5.60	-5.60	-16.23	-17.40
エストニア	6.27	5.08	-0.41	7.29	8.85	6.73	7.42	0.50	-10.46	-14.76	-10.78
フィンランド	1.99	3.52	NA	NA	NA	2.47	2.44	NA	NA	-9.09	-8.33
フランス	3.01	2.35	-12.74	-5.10	-1.60	15.33	18.16	-2.07	-2.36	-7.98	-12.96
ドイツ	4.47	5.39	-8.27	-16.48	-17.19	2.52	1.44	-15.71	-14.53	-14.42	-13.59
ギリシャ	4.98	1.62	NA	NA	NA	3.04	3.88	NA	NA	NA	NA
ハンガリー	-4.22	-11.81	-1.88	3.48	-2.16	2.18	1.79	-15.92	-13.45	-11.98	-14.64
アイルランド	-0.11	-0.37	-2.59	-0.88	0.13	-15.01	8.51	-4.95	-17.24	-15.38	-3.86
イタリア	NA	NA	-13.90	4.66	8.88	NA	NA	3.25	2.43	-6.06	-11.31
ラトビア	0.10	0.00	9.92	0.06	-0.27	12.56	19.97	3.15	-0.87	-1.22	-2.34
リトアニア	9.15	8.18	26.84	11.04	17.12	10.26	10.94	-25.68	-26.65	-28.10	-32.65
ルクセンブルク	16.39	15.04	13.64	-4.24	-4.60	18.23	NA	4.02	6.85	-0.98	5.76
マルタ	11.21	-0.92	NA	NA	NA	-6.36	-13.80	NA	NA	NA	NA
オランダ	9.09	9.02	3.80	7.67	6.64	5.62	3.53	9.12	4.43	-1.40	-6.52
ポーランド	-12.14	-12.30	-19.94	-24.46	-19.64	0.47	3.12	-26.84	-20.99	-17.12	-16.55
ポルトガル	18.57	40.07	-2.50	-5.80	-12.78	17.67	18.16	6.40	8.40	6.48	-1.95
ルーマニア	-11.52	-14.98	-14.05	-14.02	-14.02	-14.63	-2.93	-13.65	-14.45	-19.84	-25.30
スロベニア	16.43	19.08	-10.38	-7.91	-3.26	11.78	9.35	-5.48	-11.53	-4.47	NA
スロバキア	0.86	13.88	1.98	-0.73	6.32	10.37	8.51	1.67	-7.98	-14.08	-16.46
スペイン	1.33	-1.31	-5.57	-6.37	-13.15	8.07	0.08	-21.80	-14.00	-3.37	-10.78
スウェーデン	-8.53	-11.22	-18.80	-17.42	-18.35	-13.80	-15.12	-24.30	-24.29	-27.85	-28.47
英国	-8.56	-6.07	-6.10	-11.43	-9.48	2.57	1.13	-1.20	-4.26	-3.02	-10.69
EU27 各国平均	-1.04	0.61	-8.64	-8.59	-7.82	1.62	0.36	-7.74	-7.17	-9.41	-12.41
2008 年後半価格	12.49	11.50	19.0010	13.8443	12.4034	9.26	8.33	12.4641	11.3924	10.3172	9.2423
2009 年前半価格	12.36	11.57	17.3600	12.6553	11.4336	9.41	8.36	11.4999	10.5756	9.3464	8.0950
単位	€/100 kWh*		€/GJ*			€/100 kWh*		€/GJ*			

* 税抜き最終価格 緑色は 2008 年後半から 2009 年前半にかけて価格が低下したケースを示している。

出所：2009 年ベンチマーキング・レポートの付属文書より作成

“DG TREN STAFF WORKING DOCUMENT: Report on Progress in Creating the Internal Gas and Electricity Market Technical Annex to the Communication from the Commission to the Council and the European Parliament (Table 5.15, Table 5.7, Table 5.9, Table 5.11, Table 5.13)”
http://ec.europa.eu/energy/gas_electricity/doc/2010/2009_technical_annexes.pdf

5. エネルギー網運用者の独立性

エネルギー網の独立性を確保するため、現行の EU 指令では、垂直統合型企業に送電および配ガス事業を、電気・ガスの生産や供給（小売）など他の事業から法的・機能的に分離すること（アンバンドリング）を求めている。これは垂直統合型企業が送・配電網や送・配ガス網へのアクセスでグループ内の関連会社を優先して市場競争を歪めることを回避す

るためだが、欧州委員会は現行の EU 指令、規則では実効性が十分でないと評価している。そこで、第三次域内エネルギー市場法令パッケージでは、資産売却の可能性を含めた実質的なアンバンドリングを要求する意向を明らかにした。今回のベンチマーキング・レポートで各国のアンバンドリングの現状を調査したところ、法的小および機能的に求められている水準を超えている加盟国数に変動はみられなかった。

表 4：EU 加盟国における TSO のアンバンドリングの現状

加盟国	電力						ガス					
	TSO の数	所有アンバ ンドリング*	所有 (%)		TSO による電 力網資産の所有		TSO の 数	所有アンバ ンドリング*	所有 (%)		TSO によるガス 網資産の所有	
			国・地方	民間	あり	なし			国・地方	民間	あり	なし
オーストリア	3	0	75.5	24.5	1	2	7	0	31.5	68.5	5	2
ベルギー	1	0	NA	64.45	1	0	1	0	45.22	54.78	1	0
ブルガリア	1	0	100	0	0	1	1	0	100	0	1	0
キプロス	1	0	100	0	0	1	-	NAP	NAP	NAP	NAP	NAP
チェコ	1	1	100	0	1	0	1	0	0	100	1	0
デンマーク	1	1	100	0	1	0	1	1	100	0	1	0
エストニア	1	0	100	0	1	0	1	0	0	100	1	0
フィンランド	1	1	12	88	1	0	1	0	24	76	NAP	NAP
フランス	1	0	84.66	15.34	1	0	2	0	35.7	64.3	2	0
ドイツ	4	0	0	100	4	0	18	1	0	100	3	15
グレートブリテン (英国)	1	1	0	100	1	0	1	1	NA	NA	1	0
ギリシャ	1	0	51	49	0	1	1	0	65	35	1	0
ハンガリー	1	0	0.01	99.99	1	0	1	1	0	100	1	0
アイルランド	1	1	100	0	0	1	1	0	100	0	0	1
イタリア	8	1	30	70	8	0	3	1	1.98	98.02	3	0
ラトビア	1	0	100	0	0	1	1	0	2.77	97.33	NAP	0
リトアニア	1	0	61.7	38.3	1	0	1	0	17.7	76	0	0
ルクセンブルク	1	0	32.8	67.2	0	1	1	0	21	79	0	0
マルタ	-	NAP	NAP	NAP	NAP	NAP	-	NAP	NAP	NAP	NAP	NAP
北アイルランド (英国)	1	1	0	100	0	1	3	2			3	0
ポーランド	1	1	100	0	1	0	1	1	100	0	0	1
ポルトガル	3	1	51	49	1	0	1	1	51	49	1	0
ルーマニア	1	1	76.5	23.5	1	0	1	1	75.01	24.98	1	NAP
スロバキア	1	1	100	0	1	0	1	0	51	49	0	1
スロベニア	1	1	100	0	1	0	1	0	0	100	1	0
スペイン	8	1	20	80	1	0	8	1	5	95	8	0
スウェーデン	3	1	100	0	1	0	3	2	0	100	2	1
オランダ	1	1	100	0	1	0	1	1	100	0	NA	NA

NA=Not available (データなし) NAP=Not applicable (関係なし) マルタ：発展した市場は存在しないため対象外。

* 所有アンバンドリングが行われている TSO の数。

出所：2009 年ベンチマーキング・レポートの付属文書より作成

"DG TREN STAFF WORKING DOCUMENT: Report on Progress in Creating the Internal Gas and Electricity Market Technical Annex to the Communication from the Commission to the Council and the European Parliament (Table 7.1, Table 7.3)"

http://ec.europa.eu/energy/gas_electricity/doc/2010/2009_technical_annexes.pdf

2009年12月末には、電力部門でドイツのエーオン（E.ON）が高圧送電線網をオランダ国営の TSO である TenneT B.V.に売却し⁸、初の国境を跨ぐ TSO が誕生した。ガス部門では、クロスボーダーTSO はすでに存在しており、オランダの国営ガスニー（Gasunie）がオランダで GTS（Gas Transport Services B.V.）とドイツ北部で GUS（Gasunie Deutschland Services GmbH）を所有し、総長1万8,000km超のガス・パイプラインを運営している⁹。また、ドイツ RWE は同社が所有する国内西部の送ガス網の売却に2010年に着手することを、2009年3月に欧州委員会と正式合意している。

配電・配ガス網については、顧客数が10万未満の場合に加盟国が法的アンバンドリングの対象外とすることを選擇できる条項があるが、加盟国の大半（電力17カ国、ガス19カ国）が依然としてこの条項を適用している。

6. 規制当局による効果的な規制

前述のとおり欧州委員会は2009年6月に、電力・ガスのEU規則・指令に関して効果的な罰則制度が導入されていない加盟国に対して、違反手続きに着手した。2011年3月3日までに各国法制化が見込まれる新電力・ガス指令では、規制当局の義務・権限に関して詳細なルールを決めており、こういった状況が改善される見込みである。また、EU加盟国のエネルギー規制当局間の協力を促進するEUエネルギー規制協力庁（ACER: Agency for the Cooperation of Energy Regulators）が設置され、加盟国の国境を越える問題を監視することになる。ACERは2011年3月3日までに組織される予定である。

現在、各国の TSOs は第三次域内エネルギー市場法令パッケージの施行準備を進めている。電力・ガスそれぞれに TSOs の欧州ネットワーク（ENTSO: European Network of Transmission System Operators）が設立されている。電力の ENTSOE は2009年7月に活動を完全に開始しており、ガスの ENTSOG も2009年12月に設立された。これらの機関の定款や実施規則については関連法令の施行後に確定する。両機関は電力・ガスの自由な取引に向け、関係者の協力のもと送電・送ガス網へのアクセスに関する詳細なEU共通のネットワーク規則（Network Codes）を策定していく。また、新パッケージでは、欧州委員会はEUエネルギー規制協力庁、ENTSO、その他のステークホルダーと協議した上で、

⁸エーオン子会社の Transpower stromübertragungs gmbh の株式を2009年12月末日時点で取得。2010年2月に手続きが完了した。

http://www.tennet.org/english/investor_relations/news/tennetrondtovernamehoogspanningsneteonaf.aspx

⁹参考: <http://www.gasunie.nl/en/gu/nieuws/eerste-geintegreerde-netwerkuitbreiding-door-gts-en-gasunie-deutschland> <http://www.gasunie.nl/en/gu/nieuws/gasunie-klanten-dringen-aan-op-uitbreiding-capaciteit-in-nederlandse-en-duitse-gasnet>

実施要領やネットワーク規則の枠組みについて優先順位を定めることができる。電力分野ではグリッド・アクセス、ガス分野では配ガスの容量管理が当面の優先分野になる見込みだ。

7. 利用者の視点

(1) 電力供給会社の変更

現行指令では消費者が電力・ガスの供給業者を容易に変更できるようにすることが求められている。2007年から2008年にかけて、実際の変更状況は以下の通りであった（ただし、情報がある国のみ）。

電力市場

各国で入手可能な統計情報が限られているため、全体像は把握できない状況にある。小売市場全体では変化は限定されたが、前年比1.4%増を記録したドイツと、変更率が11.3%に上昇したスウェーデンで変更率の増加が大きかった。大規模産業向けに限ってみると、チェコで変更率が33%から45%へ上昇した。一方、小規模工業・家庭向けでは、スウェーデン、オランダ、イタリア、英国（北アイルランドを除く）で変更率が高かった。電力消費量で見ると、大規模産業向けの変更率では、オーストリア、ブルガリア、ドイツ、ルクセンブルク、ポーランド、ルーマニア、アイルランドの7カ国で10%を超えた。

ガス市場

一貫したデータがない国が多いが、データ報告国の中では、オランダとフランスでは小売市場全体でそれぞれ9.1%と9.8%の変更率を記録し、過去最高の上昇率となった。小規模工業・家庭向けではフランス、オランダのほか英国（北アイルランドを除く）も高く、特に英国（北アイルランドを除く）は18.9%であった（フランスとオランダは上述の小売市場全体の数値とほぼ同じ）。ガス消費量で見ると、小売市場全体でデンマークが29%から16%、スペインが20%から6%へそれぞれ低下した。一方、ハンガリーでは小規模工業・家庭向けでの変動率は11.8%で、同規模の需要家向けでは加盟国の中で最も活発な動きとなった。

(2) 価格規制

各加盟国での電力・ガスの最終使用者価格に関する規制の有無は表 5 の通り。未だに半数以上の加盟国で何らかの価格規制を実施している。欧州委員会は価格規制のある国のうちギリシャ、リトアニア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニアの 5 カ国に対して指令に違反した価格規制制度を維持しているとして 2009 年 6 月に正式な勧告を書面で通知した。また、エストニア、アイルランド、イタリア、フランスに対する違反手続きについては、未解決の状況が続いている。

表 5：EU 加盟国における電力・ガスの最終使用者価格に規制のある国（2008 年）

加盟国	電力		ガス		加盟国	電力		ガス	
	家庭向け	家庭向け以外	家庭向け	家庭向け以外		家庭向け	家庭向け以外	家庭向け	家庭向け以外
オーストリア					イタリア	●	●	●	
ベルギー					ラトビア	●			
ブルガリア	●	●	●	●	リトアニア	●	●	●	●
キプロス	●	●			ルクセンブルク				
チェコ					北アイルランド(英国)	●	●	●	●
デンマーク	●	●	●	●	ポーランド	●		●	●
エストニア	●	●	●		ポルトガル	●		●	●
フィンランド					ルーマニア	●	●	●	●
フランス	●	●	●	●	スロバキア	●		●	
ドイツ					スロベニア				
グレートブリテン(英国)					スペイン				
ギリシャ	●	●	●	●	スウェーデン				
ハンガリー	●	●	●	●	オランダ				
アイルランド	●	●	●	●					

●=価格規制がある国を示す。 マルタ：該当する発展した市場は存在しない。
 ●の国は 2009 年 6 月 25 日に欧州委員会から EU 指令に違反して価格規制を維持しているとして警告が通知された国。
 ●の国は同様にそれ以前に係争中となっている国。

出所： 2009 年ベンチマーキング・レポートの付属文書より作成

“DG TREN STAFF WORKING DOCUMENT: Report on Progress in Creating the Internal Gas and Electricity Market Technical Annex to the Communication from the Commission to the Council and the European Parliament (Table 2.5, Table 2.6)”

http://ec.europa.eu/energy/gas_electricity/doc/2010/2009_technical_annexes.pdf

(3) スマートグリッド

スマートグリッドを通じたより活発かつインテリジェントな送・配電網、送・配ガス網の導入が、域内エネルギー市場の今後の展開の核となる。このため EU では、2009 年 11 月にタスクフォースを設置した。タスクフォースは、EU レベルで政策・規制面の助言を行い、第三次域内エネルギー市場法令パッケージのもと求められているスマートグリッドの導入に向けた初期調整を行う。第三次域内エネルギー市場法令パッケージでは、加盟国は 2012 年 9 月までに長期的なコスト削減効果や市場・消費者への利益等を検討し、その結果を基に導入スケジュールを設定することが求められている。

8. エネルギー供給の保障

2009 年中に、「電力供給の保障とインフラストラクチャー投資の予防手段に関する指令」(2005/89/EC) を全ての加盟国が国内法制化した。同指令は加盟国間の政策の相違が市場競争を阻害するのを防ぐため政策を調和することを目的としたもので、手段として配電と発電に関するモニタリングと報告を重視している。

モニタリング活動の一環で電力クロスボーダー委員会 (Electricity Cross-border Committee) は電力供給の短期的な妥当性を協議している。同委員会の分析によると、大半の国では通常の条件の下では発電と送電のバランスは妥当と判断されている。

ガスについては、2009 年 7 月に欧州委員会が EU 内で効果的にガス危機やガス供給停止に備えるための危機防止と準備に関する新規則案¹⁰を公表した。同規則案ではインフラストラクチャーの基準、保護された顧客¹¹に対するガス供給基準、リバースフロー (ガス逆送) のメカニズムについても規定することになる。「インフラストラクチャー規準」では新規則施行から 3 年以内に、最大規模のガス供給インフラで停止の事態に陥った場合でも、残るインフラストラクチャーで必要なガス量を供給できる体制にすることが提案されている。新規則は 2010 年中に採択される見通し。

金融的な影響の中にあつてエネルギーインフラへの投資は大きな課題であり、EU は将来的な供給のニーズを満たすインフラ建設の欠如や遅延に直面している。こういった問題に対応し、かつ経済回復に向けた支援として、EU では前述したように欧州経済回復計画の一環で「回復のための欧州エネルギープログラム (EEPR)」を通してエネルギーインフラに積極的な投資を行っている。

9. 結論

世界的な経済危機は域内エネルギー市場に大きな影響を与えている。まず、決定済みの投資計画への影響である。資金的な影響に加えて、エネルギー需要の減少という課題もある。その一方、金融危機が市場に新たな競争機会を創出したことも指摘できる。

¹⁰ “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council concerning measures to safeguard security of gas supply and repealing Directive 2004/67/EC {COM(2009) 363 final}”
http://eur-lex.europa.eu/smartapi/cgi/sga_doc?smartapi!celexplus!prod!DocNumber&lg=EN&type_doc=COMfinal&an_doc=2009&nu_doc=0363

¹¹保護された顧客 (protected customers) とは、上記提案では基本的に配ガス網に接続されたすべての世帯顧客を指すが、加盟国の裁量により、中小企業や学校、病院なども含むことができるとしている (すでに配ガス網に接続されている場合に限る)。ただし、同規則の審議では定義の明確化が協議されており、今後変更される可能性がある。

また、ガスや電気の消費量の減少が必ずしも最終消費者の購入価格には影響を与えないことが明らかになった。実際、2009年の上半期のエネルギー価格は2008年に比べて依然高めに推移した。これは小売価格レベルでは域内市場統合の効果が限定されていることを示している。

各国政府の規制当局は、スマートグリッドの実現に向けたスマートメーターの普及を始め、消費者に関係した政策を重視する傾向にある。こうした傾向は、消費者の能動的な対応やエネルギー効率化や再生エネルギーの統合などに向けても好ましい動きとして評価できる。

欧州域内でのエネルギーの流通に向けた協力は域内市場が機能する一つの印として評価できる。しかしながら、エネルギー市場での企業集中の状況には依然として大幅な改善の余地が存在する。

以上